

高崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

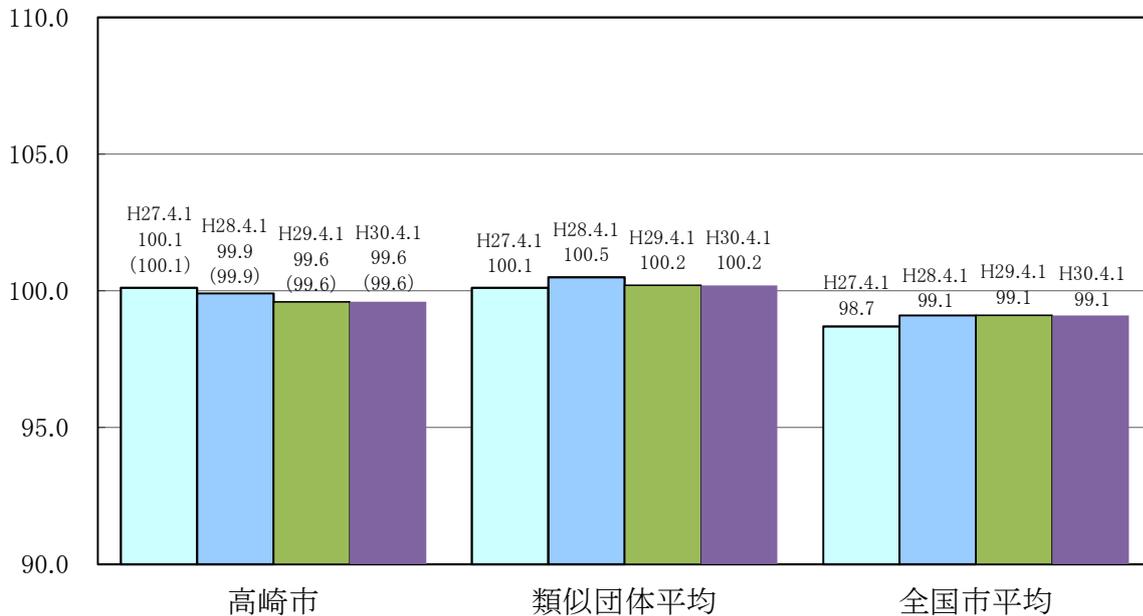
区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 374,543	千円 159,310,714	千円 3,967,163	千円 20,196,818	% 12.7	% 12.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 2,116	千円 8,271,543	千円 1,749,420	千円 3,402,063	千円 13,423,026	千円 6,344	千円 6,376

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、高崎市においても6%を支給。
（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点では4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日時点は6%を支給。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%
高崎市の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高崎市	42.0 歳	325,088 円	401,818 円	383,401 円
群馬県	43.7 歳	336,797 円	405,821 円	369,306 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.8 歳	319,514 円	404,718 円	365,460 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
高崎市	49.2 歳	141 人	305,801 円	359,174 円	335,561 円	—	—	—	—
うち学校給食員	47.1 歳	66 人	288,082 円	327,324 円	313,767 円	調理師	43.3 歳	254,100 円	1.29
うち清掃職員	51.5 歳	15 人	322,513 円	390,294 円	361,058 円	廃棄物処理	45.8 歳	293,000 円	1.33
うち用務員	54.2 歳	22 人	351,673 円	426,476 円	384,963 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	2.06
その他	48.8 歳	38 人	303,424 円	363,245 円	334,750 円	—	—	—	—
群馬県	52.5 歳	80 人	342,899 円	371,652 円	362,714 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	49.3 歳	232 人	331,027 円	392,477 円	364,359 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高崎市	—	—	—
うち学校給食員	5,217,107 円	3,369,700 円	1.55
うち清掃職員	6,222,962 円	4,038,000 円	1.54
うち用務員	6,971,982 円	2,808,700 円	2.48

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27～29年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高崎市	43.3 歳	352,569 円	398,691 円
群馬県	45.3 歳	385,473 円	438,059 円
類似団体	46.4 歳	386,808 円	457,124 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分		高崎市	群馬県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	184,300 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	150,400 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	154,000 円	146,000 円	144,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(30年4月1日現在)

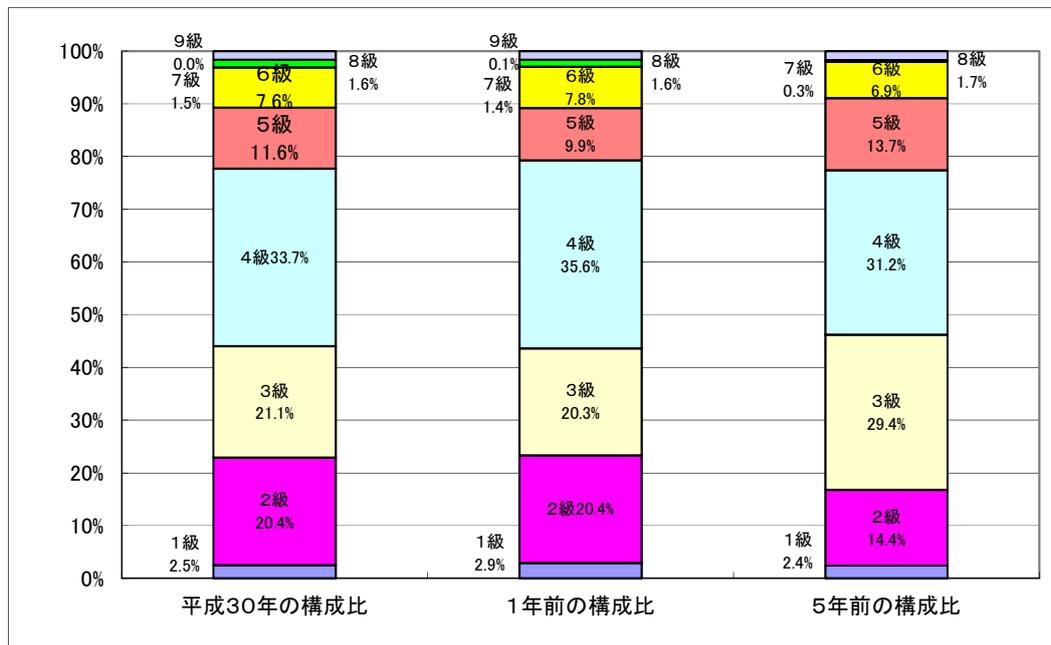
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,200 円	367,200 円	386,700 円	404,000 円
	高校卒	242,900 円	349,800 円	367,700 円	377,500 円
技能労務職	高校卒	234,000 円	279,300 円	330,900 円	341,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

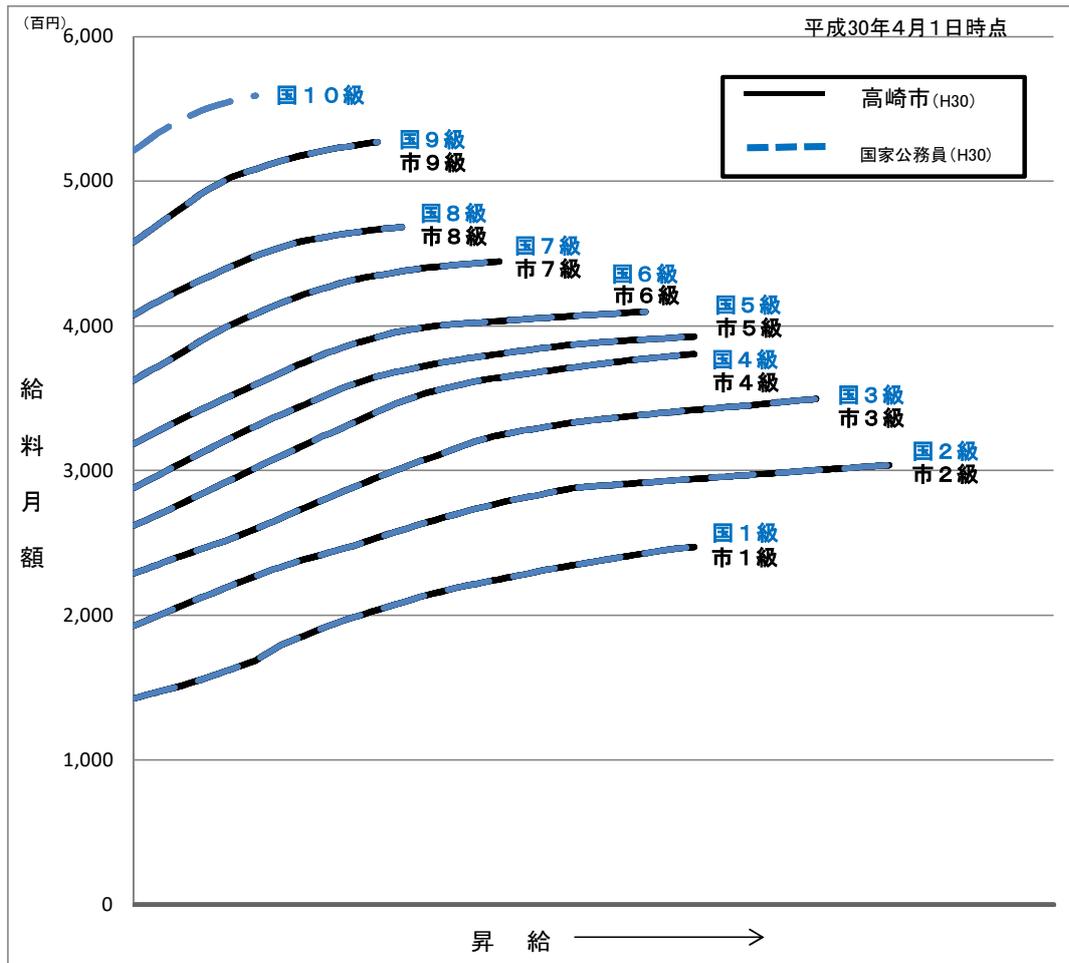
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長	0人	0.0%	458,000円	527,100円
8級	部長	23人	1.6%	407,700円	468,200円
7級	課長	21人	1.5%	362,300円	444,500円
6級	課長補佐、課長	111人	7.6%	318,500円	409,800円
5級	課長補佐	169人	11.6%	288,000円	392,600円
4級	主査、係長	489人	33.7%	262,000円	380,600円
3級	主任主事	306人	21.1%	228,900円	349,600円
2級	主事	296人	20.4%	192,700円	303,800円
1級	主事補	36人	2.5%	142,600円	247,100円

- (注) 1 高崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成27年に8級制から9級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（高崎市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,604 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,744 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (高崎市)

平成30年度中における運用	管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

高 崎 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7927 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7927 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～45%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～45%	
1人当たり平均支給額	18,588 千円	20,459 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		529,146 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		225,648 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
高崎市	6 %	2,345 人	6 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)			21,481	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)			80,453	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)			11.4	%
手当の種類(手当数)			13種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給 単価
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	0千円	日額500円
税務手当	納税課	徴税の事務に従事した職員	2,947千円	日額300円
水質等試験手当	環境政策課	河川の水、工場排水その他有害物質の採取又は分析試験の業務に従事した職員	32千円	日額200円
清掃業務手当	清掃管理課	夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ)以外の期間にごみ収集又はごみ処理の業務に従事した職員	4,410千円	日額700円
	清掃管理課	夏季期間にごみ収集又はごみ処理の業務に従事した職員	2,585千円	日額800円
	清掃管理課	道路等における犬、猫等の死体処理の業務に従事した職員	150千円	1回100円加算
社会福祉業務手当	社会福祉課	生活保護、障害者福祉又は児童福祉に係る現業を行う職員	6,170千円	月額5,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	社会福祉課	行旅病人の救護業務に従事した職員	0千円	1回2,000円
	社会福祉課	行旅死亡人の取扱業務に従事した職員	0千円	1回5,000円
土木業務手当	道路維持課	道路、橋りょう、河川等の補修又は舗装の業務に従事した職員	245千円	日額200円
用地取得等交渉業務手当	市街地整備課	土地の取得等の交換業務に従事した職員	513千円	日額200円
浄水場等業務手当	倉洲支所農林建設課	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	1千円	日額200円
防疫等業務手当	保健予防課	感染症のまん延の防止のために行う防疫等の業務に従事した職員 結核患者に対する訪問指導の業務に従事した職員	82千円	日額300円
犬等取扱業務手当	生活衛生課	犬等の捕獲、引取、処分又は検診の業務に従事した職員	334千円	日額400円
衛生検査手当	保健予防課	血液、尿便、生化学等の臨床検査の業務に従事した職員	41千円	日額250円
食品微生物検査手当	生活衛生課	食中毒原因微生物等の食品微生物検査その他の試験検査の業務に従事した職員	0千円	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	225,696	千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	128	千円
支給実績(29年度決算)	243,451	千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	137	千円

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額6,500円 2 子 月額10,000円 3 扶養親族たる父母等 月額6,500円 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		224,197 千円	231,369 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額27,000円を限度に支給	同じ		125,264 千円	273,503 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額55,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満 4,500円 5km以上10km未満 5,500円 10km以上15km未満 8,500円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上 32,800円	一部異なる	交通用具使用者の支給額	178,321 千円	83,876 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給 部長 94,000円(104,200円) 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円(62,300円) 係長 46,300円	同じ		339,631 千円	691,404 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給	同じ		11,025 千円	20,266 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 日直手当 4,400円	同じ		5,750 千円	20,609 円
管理職員特別勤務手当	1 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。 部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円 2 管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に給する。 部長 5,000円 課長 4,300円 課長補佐 3,500円 係長 3,000円	同じ		8,221 千円	22,835 円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市長	1,100,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,206,000 円 / 722,400 円	
	副市長	(880,000 円)	974,000 円 / 709,200 円	
報 酬	議 長	635,000 円	827,000 円 / 584,000 円	
	副 議 長	(605,000 円)	748,000 円 / 504,000 円	
	議 員	(570,000 円)	700,000 円 / 475,000 円	
期 末 手 当	市長 副市長	(29年度支給割合) 4.35 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 4.35 月分		
退 職 手 当	市長	(算定方式) 1,100,000×在職月数×0.5	(1期の手当額) 26,400,000	(支給時期) 任期ごと
	副市長	880,000×在職月数×0.3	12,672,000	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

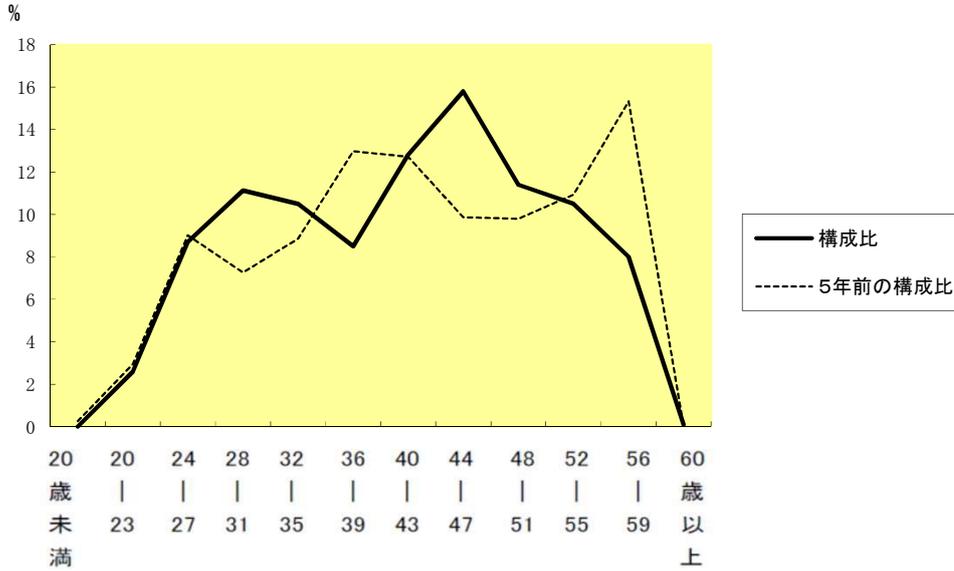
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	17	17	0	
		総務	379	386	7	
		税務	162	163	1	
		民生	455	459	4	
		衛生	239	241	2	
労働		3	3	0		
農林水産		78	79	1		
商工 土木		46 255	48 257	2 2		
	計	1,634	1,653	19	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.13 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 44.7 人)	
	教育部門	482	477	△5		
	小 計	2,116	2,130	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.87 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 62.13 人)	
公 営 企 業 計 等 部	水道	68	62	△6		
	下水道	64	61	△3		
	その他	102	102	0		
	小 計	234	225	△9		
合 計		2,350 [2,628]	2,355 [2,628]	5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.88 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	62人	205人	262人	246人	201人	301人	373人	268人	247人	187人	3人	2,355人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,629	1,618	1,615	1,617	1,634	1,653	24(1.5%)
教育	529	516	510	503	482	477	△52(9.8%)
普通会計計	2,158	2,134	2,125	2,120	2,116	2,130	△28(1.3%)
公営企業等会計計	244	241	237	237	234	225	△19(7.8%)
総合計	2,402	2,375	2,362	2,357	2,350	2,355	△47(2.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 5,831,505	千円 1,002,752	千円 448,049	% 7.7	% 9.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費107,418千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 76	千円 282,394	千円 54,991	千円 116,405	千円 453,790	千円 5,971	千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
高崎市	41.1 歳	356,179 円	526,343 円
団体平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	市町村平均(政令指定都市を除く)
1人当たり平均支給額(29年度) 1,492 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,505 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(30年4月1日現在)

高 崎 市	市町村平均(政令指定都市を除く)
(支給率) 自己都合 24.586875 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.7927 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~45% (退職時特別昇給)	—
1人当たり平均支給額 4,350 千円	1人当たり平均支給額 9,878 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		18,268 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		234,206 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
高崎市	6 %	65 人	6 %

エ 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		1 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		1,400 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		1.3 %		
手当の種類(手当数)		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
用地取得等交渉業務手当		土地の取得等の交渉業務に従事した職員	0千円	日額 200円
料金等徴収・停水業務手当		水道料金等の滞納整理又は給水停止処分の執行の業務に従事した職員	0千円	日額 300円
修繕等業務手当	工務課 維持管理担当	給配水管等の修繕又は漏水調査の業務に直接従事した職員	1千円	日額 200円
浄水場等業務手当	浄水課 浄水場運転担当	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	0千円	日額 200円
水質等試験手当	維持管理課 管理担当	下水等の水質試験又はこれに伴う汚水、汚泥の採取等の業務に従事した職員	0千円	日額 200円
下水処理業務手当	施設課 施設管理担当	1 夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)以外の期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	0千円	日額 700円
		2 夏季期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	0千円	日額 800円
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	0千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	3,328 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	50 千円
支給実績(29年度決算)	4,506 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	75 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額6,500円 2 子 月額10,000円 3 扶養親族たる父母等 月額6,500円 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		9,533 千円	226,976 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額27,000円を限度に支給	同じ		4,365 千円	291,000 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額55,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満4,500円 5km以上10km未満5,500円 10km以上15km未満8,500円 15km以上20km未満11,600円 20km以上25km未満14,600円 25km以上30km未満17,600円 30km以上35km未満20,700円 35km以上40km未満23,700円 40km以上45km未満26,800円 45km以上50km未満29,800円 50km以上32,800円	同じ		5,596 千円	83,522 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給 部長 94,000円(104,200円) 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円(62,300円) 係長 46,300円	同じ		12,542 千円	696,778 円
管理職員特別勤務手当	1 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。 部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円 2 管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に給する。 部長 5,000円 課長 4,300円 課長補佐 3,500円 係長 3,000円	同じ		179 千円	14,917 円

(2) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	6,851,523	1,879,776	429,736	6.3	6.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費165,098千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
29年度	67	265,721	62,000	113,879	441,600	6,591	6,128

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高崎市	43.6 歳	370,170 円	558,668 円
団体平均	43.2 歳	339,267 円	510,928 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高崎市		市町村平均（政令指定都市を除く）	
1人当たり平均支給額(29年度)		1人当たり平均支給額(29年度)	
1,700 千円		1,502 千円	
(29年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	—	
2.60 月分	1.80 月分		
(1.45)月分	(0.85)月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%		—	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

高崎市			市町村平均(政令指定都市を除く)	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	—	
最高限度額	47.7927 月分	47.709 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%			
(退職時特別昇給)	()			
1人当たり平均支給額	千円	22,780 千円	1人当たり平均支給額	7,250 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		17,617 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		262,944 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
高崎市	6 %	65 人	6 %

エ 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		1,335 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		95,329 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		20.9 %		
手当の種類(手当数)		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
用地取得等交渉業務手当		土地の取得等の交渉業務に従事した職員	0千円	日額 200円
料金等徴収・停水業務手当		水道料金等の滞納整理又は給水停止処分の執行の業務に従事した職員	0千円	日額 300円
修繕等業務手当	工務課 維持管理担当	給配水管等の修繕又は漏水調査の業務に直接従事した職員	0千円	日額 200円
浄水場等業務手当	浄水課 浄水場運転担当	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	0千円	日額 200円
水質等試験手当	維持管理課 管理担当	下水等の水質試験又はこれに伴う汚水、汚泥の採取等の業務に従事した職員	18千円	日額 200円
下水処理業務手当	施設課 施設管理担当	1 夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)以外の期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	826千円	日額 700円
		2 夏季期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	491千円	日額 800円
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	0千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	6,841 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	159 千円
支給実績(29年度決算)	6,617 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	154 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額6,500円 2 子 月額10,000円 3 扶養親族たる父母等 月額6,500円 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		11,720 千円	266,364 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額27,000円を限度に支給	同じ		3,474 千円	289,500 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額55,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満4,500円 5km以上10km未満5,500円 10km以上15km未満8,500円 15km以上20km未満11,600円 20km以上25km未満14,600円 25km以上30km未満17,600円 30km以上35km未満20,700円 35km以上40km未満23,700円 40km以上45km未満26,800円 45km以上50km未満29,800円 50km以上32,800円	同じ		4,838 千円	79,311 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給 部長 94,000円(104,200円) 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円(62,300円) 係長 46,300円	同じ		16,182 千円	674,250 円
管理職員特別勤務手当	1 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。 部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円 2 管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に給する。 部長 5,000円 課長 4,300円 課長補佐 3,500円 係長 3,000円	同じ		218 千円	15,571 円